

令和6年度

事業計画

社会福祉法人 大空の会

令和6年度 事業計画

I 法人全体としての事業計画

1. 基本方針

令和6年度は、6年に一度の診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の同時改定になるとともに、医療介護総合確保方針、医療計画、介護保険事業(支援)計画、医療保険制度改革、障害福祉計画などの医療、介護、障害に関わる関連制度の一体改革によって大きな節目となります。それらを踏まえ、令和6年度診療報酬は、医師や看護師らの人件費などに当たる「本体」部分は+0.88%で、薬の公定価格「薬価」部分は引き下げ、全体としてわずかなマイナス改定です。そして、介護報酬は+1.59%で、障害福祉サービス等報酬は+1.12%の改定です。

また、佐世保市の令和6年度から令和8年度までの第7期「障害福祉計画」及び第3期「障害児支援計画」も始まります。障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性の課題として3つ上げられています。①障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり、②社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応、③持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直しです。

感染症対策としては、新型コロナウイルス感染症への対応の経験を踏まえ、医療機関との連携を強化し、さらなる感染症対策を継続していく必要があります。

近年、経済情勢の変化に伴い、物価高騰や他業種の賃金引上げに伴う介護分野、障害福祉分野からの人材流出、さらに少子高齢化が進行する中、生産年齢人口の減少が急速に進み、ますます人材確保が厳しくなっています。このような中で、良質なサービスを確保しつつ、人材不足の課題に対応していくことが喫緊の課題です。

当法人は、前年度から未来を見据えた運営改革・組織改革を行なっています。キャリアパス基準の見直しを行い、人事考課制度を試行期間として開始しましたが、令和6年度から本格稼働させます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定で、「施設入所支援」の運営基準は、すべての入所者に地域生活移行や施設外日中活動系サービス利用の意向を確認し、本人の希望に応じたサービスとなるようにしなければならないことが規定されています。さらに、意向確認担当者を選任し、意向確認のマニュアルを整備することが令和6年度から努力義務化、令和8年度から義務化されるため、このことについては令和6年度に検討を行います。

このように当法人の主体である「施設入所支援」は、大きな転換点にきており法人としても、『社会福祉法人に求められていること』、『障害者支援施設に求められていること』を考え、未来を見据えた舵取りをする必要があります。

これらを踏まえ、令和5年度に完成予定の第2期「中期経営計画」に基づき、令和6年度は未来ある法人づくりを実行していきます。

2. 主な施策

(1) 利用者を大事にする

- ① 各種災害に対する十分な備えを行う
- ② 苦情や相談を言える環境をつくる
- ③ 安心・安全で生活できる環境をつくる

(2) 職員を大事にする

- ① 人材定着に向けた面談・研修を実施する
- ② 人材育成の推進を行う

(3) 法人を大事にする

- ① 基本理念、基本方針を整理・明文化し浸透させる
- ② 経営状況の分析・具体的な取り組みを行う
- ③ 経営情報を職員へ周知する

(4) 地域を大事にする

- ① 地域との関わりを持つ
- ② 医療的ケアニーズへの対応を行う

(5) 施設整備

利用者への安心・安全・快適なサービス提供を第一に考え、また、職員の職場環境をより良くしていくために、不具合等を適切に把握し、優先順位を決めて対応します。

また、全体の施設設備を把握し、長期的視野から設備更新等を計画していきます。

3. 運営の適正化

社会福祉法人に求められるのは、「地域共生社会」の実現として地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進し、その担い手の中核となることです。地域の福祉ニーズに向き合い、必要な支援をすることが必要で、そのためには経営面の安定も重要です。経営状況を把握し事業収入、支出の適正化を分析し修正していきます。心理的安全性があり自発的に動く職場環境づくりも継続して行います。関係法令の遵守、経営組織のガバナンスとして、利用者・職員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うことの強化及び適正な財務規律の徹底を図り、適正な運営を行います。

4. 令和6年度予算の概要

(1) 事業活動による収入

収入は、827,853千円を見込んでおり、前年度比21,375千円の増額となります。

今年度は、入所施設においては、現在、114名（令和6年3月1日現在）の利用者数を6名増の120名を目標とし、利用者確保に努め、経営の安定を図ります。

(2) 事業活動による支出

人件費は、556,155千円、前年度比26,530千円の減額となり、人件費率は67.2%です。

介護職員の人材確保は、年々、厳しい状況になっています。その中で、前年度からキャリアパス基準を導入し、職員の資質向上に努め、給料に沿った人員換算で、配置人数の見直しを行っています。

また、医療部の協力により、各フロアでの医療処置の実施等、介護職員の人手不足を補うため、法人全体で業務改善を行っています。

事業費は、124,823千円、前年度比6,857千円の増額となります。主な要因は、前年度同様、物価高騰による給食材料費の3,867千円の増額、水道光熱費で3,000千円の増額によるものです。

事務費は、47,234千円、前年度比14,956千円の減額となります。主な要因は、業務委託費支出17,805千円の減額によるものです。前年度実施したグループホーム原状回復工事費分の減額です。

支出全体では、34,308千円の減額となっています。

(3) 施設整備による収支

設備資金借入金元金償還支出16,717千円、新規事業用土地と前年度、長崎県より購入した土地取得資金の借入返済の支出です。

建物取得支出50,000千円は、建物のカビ対策として外調機の設置費用の支出です。

(4) その他の活動による収支

資金不足の法人本部、障害者相談支援事業については、当期資金収支差額で利益が出ている各拠点区分、事業区分から合計179,599千円の資金繰入を行うこととしています。

(5) 当期末支払資金残高

以上により、今年度は当期資金収支差額合計が25,517千円となり、前期末支払資金を合計して、当期末支払資金残高は274,166千円となります。

II 各所属・事業所の事業計画

□障害者支援施設にじいろ

1 所在地：佐世保市大瀧町 50 番地 1

2 事業種・利用定員など

○障害者支援施設（施設入所支援・生活介護）定員：125 名

入所者：114 名（令和 5 年 3 月 1 日現在）

○障害者（児）短期入所事業 定員：空床型 5 名

○佐世保市障害者等日中一時支援事業（福祉）定員：一日当たり概ね 1 名

3 運営の基本方針

（1）障害者支援施設（施設入所支援・生活介護）

新しい理念の基に、利用者一人ひとりの人権を尊重し、利用者・職員お互いが「感謝」であふれ、その人らしく安心して暮らすことができる体制をつくります。

また、あふれる笑顔と共に、チームワークを持って、サービスの質の向上に努めます。

【重点目標】

利用者一人ひとりの人権を尊重し、利用者・職員が常に『感謝』の気持ちを忘れず、相手の立場に立ったサービスの提供に努めます。

- ① 利用者の方々の意思を尊重し、充実した生活が送れるよう支援します。
- ② 利用者の方々の立場に立ち、【3つの配り（目配り、気配り、心配り）】に配慮し、笑顔で良質なサービスの向上に努めます。
- ③ 多職種に対する理解を深め、同じ認識で同じ方向を見て考えることができるよう、また相互協力によりケアの質を高められるよう努めます。
- ④ 繰り返しのリスクを防ぎ、ヒヤリハットがアクシデントに繋がらないよう、迅速な対応に努めます。
- ⑤ 職員は、利用者の方々との関わりの中で、職業人・社会人としての成長を目指します。

（2）障害者（児）短期入所事業、佐世保市障害者等日中一時支援事業（福祉）

前年度に引き続き、障害者（児）短期入所事業については利用者数を 3 名、佐世保市障害者等日中一時支援事業（福祉）については利用者数を 1 名とし、利用者の心身の状況に応じて、食事及び排泄等の必要な介護を適切に行うと共に自立と日常生活の充実に資するよう支援を行います。

また、地域におけるニーズを把握し、サービス利用につなげていくことができるよう、相談支援事業所から情報を得ながら取り組みを行います。

4 利用者支援の方針

（1）障害者支援施設（施設入所支援・生活介護）

① 健康と安全の確保

利用者一人ひとりの健康状態を良好に保つことを目的に毎日のケアを充実させ、予防ケアに努めます。心身の変化に気付く力を高め、診療所や協力医療機関との連

携を図りながら疾病の予防と健康管理を行います。また、感染症対策の徹底に努めます。

利用者の重度化や高齢化、骨粗鬆症による身体機能の低下を踏まえ、安心・安全なケアを行うために、リハビリテーション科と協力しながら、ノーリフトケアの取り組みを継続します。

また、ICT 技術の活用により、より安全で適切な支援が提供できるよう情報収集に努めます。

② 日常生活

個々のニーズに応じた健康で充実した生活や様々な活動に参加できるように支援します。また、個人担当制によるケアの充実を図ります。

各居住フロアにおいて運動系、創作系、鑑賞系など利用者が参加しやすい活動を支援します。その他にも、余暇を楽しめるように自由に参加できる活動や場所の提供に努めます。

③ 地域活動

近隣地域住民の皆様に地域広報誌等を通じ施設行事等の参加を呼びかけ、利用者との交流を図ります。

④ ボランティア受け入れ

学生ボランティアによる活動、縫製ボランティアによる縫製作業等、ボランティアの受け入れで利用者の暮らしの充実を図ります。

⑤ 実習生の受け入れ

県内外の各大学、高校、介護福祉士養成校等のニーズに対応して実習受け入れを行います。

⑥ 機関誌の発行

利用者家族・関係団体・事業所等に、利用者の日々の生活を知っていただくために、機関誌「展海」を年3回発行します。

⑦ 個別支援計画の作成

利用者のニーズに沿って、生活環境に即した個別支援計画を作成します。当該計画は個々の主体性を生かし、全職種連携のもと支援します。

(2) 障害者（児）短期入所事業、佐世保市障害者等日中一時支援事業（福祉）

入所施設の支援に準じて、利用者個々のニーズに応じた健康で充実した生活や様々な活動に参加できる様に適切なサービスを提供します。

短期入所で連続1週間以上の利用のときは、個別支援計画書を作成します。

5 具体的目標

○障害者支援施設（施設入所支援・生活介護）	入所者数：120名（定員125名）
○障害者（児）短期入所事業	利用者数：3名（定員5名）
○佐世保市障害者等日中一時支援事業（福祉）	利用者数：一日当たり1名（定員1名）

6 サービスの内容

(1) 障害者支援施設（施設入所支援・生活介護）

① 基本

- ・日中活動、日常生活（食事の提供、入浴、排泄等の介護）の支援
- ・医療及び健康管理
- ・利用者又は家族に対する相談支援

② その他

- ・入院支援
- ・個別外出支援、帰省支援
- ・施設レクリエーション活動（ゲーム大会、ミニレクリエーションなど）
- ・成年後見制度への取り組み

(2) 障害者（児）短期入所事業所

上記 4 (1) の基本のサービスに加えて送迎サービス

(3) 佐世保市障害者等日中一時支援事業（福祉）

上記 4 (1) の基本のサービス

7 年間行事予定

行事	実施予定日	備考
外出支援等	通年	個別の対応
ミニレクリエーション	毎月 15 日	体育館
夏祭り	7 月	体育館など
シニアパーティー	9 月	各居住階で実施
県立大学花火鑑賞会	11 月	玄関前
もちつき	12 月	玄関前
新年会	1 月	各居住階で実施

1 運営の基本方針

(1) 給食管理

利用者が中心にあることを念頭に、お互いに協力しあい、チームワークをもって安心、安全で喜ばれる食事を目指します。

また、食事の質や利用者満足度、職員のスキル向上を図るとともに、新しい取り組みを実践していきます。

(2) 栄養管理

すべての入所者に対し、定期的な栄養評価、栄養アセスメントを実施し、生活習慣病や肥満・低栄養の予防・改善に努めます。カンファレンスやケアプラン会議において、他セクションと情報を共有し、協力して入所者の健康管理に努め、嚥下機能の低下がみられる場合は、多職種による評価を行い、食事形態の調整等、誤嚥予防を図ります。

2 具体的目標

入所及び通所施設利用者や希望する職員に対して食事を提供します。

食数見込み：年間 132,000 食、日平均 360 食

3 サービスの内容

(1) 衛生の確保

大量調理施設衛生管理マニュアルに則り、次のとおり、衛生の確保を行います。

- ・科職員全員の腸内細菌検査の実施（毎月 1 回、10 月～3 月はノロウイルス検査も実施）
- ・出勤時の調理従事者の衛生点検（体調、身だしなみ、手洗いなど）
- ・使用水の水質点検記録（色、濁り、臭い、異物、残留塩素）
- ・冷蔵・冷凍庫の温度、厨房内の温度・湿度の測定記録
- ・厨房機器の火器の点検
- ・厨房施設内の整理整頓、清潔の保持

(2) 利用者の栄養に配慮した献立

- ・日本人の食事摂取基準を参考に、1 日の塩分設定を平均 7.5 g 以内で献立を作成します。その他の栄養素についても同様です。
- ・入所施設利用者の必要栄養量の平均値でのエネルギー設定（約 1,400kcal/日）による献立を作成します。

(3) 利用者の健康や希望に配慮した食事の提供

- ・治療食として、糖尿病食や減塩食を提供します。
- ・利用者の摂食嚥下状態に合わせ、きざみ、ミキサー、粥ゼリー等の対応を行います。
- ・可能な範囲で、利用者の嗜好や食物アレルギーへの対応を行います。

(4) 献立・イベント

- ・各種イベントの実施（食事、デザート系）
- ・四季の行事に合わせた行事食の実施（クリスマス、おせち、節分など）
- ・施設行事に合わせた食事の提供（開所祝い、シニアパーティー、忘年会など）

(5) 栄養管理

- ・栄養ケアマネジメントの実施（栄養スクリーニング、栄養アセスメント、モニタリング、ケア計画作成、家族説明）
- ・多職種と連携した摂食嚥下機能の評価

4 その他

- ・利用者を交えた給食委員会の開催（年間4回）
- ・利用者に対する嗜好調査（年2回）
- ・非常災害等緊急時に備えるため、食材は、240人の3食3日分、飲料水は、ペットボトルで500mlを1,440本、2ℓを720本備蓄。
- ・非常災害や感染症等の発生時の対応策として、業務継続計画を策定。

5 年間行事予定

区分	実施回数	摘要
誕生膳	12回（毎月1回）	該当月の誕生者に選択食を実施（ステーキ&エビフライ、刺身膳、鯛の姿焼きから1つ）
お祝い膳	4月	にじいろ落成記念お祝い膳
シニアパーティー	9月	敬老のお祝い膳
おせち	1月1日	
新年会	1月	新年会用の松花堂弁当
その他		季節やイベントに応じた食事の提供（クリスマス、ひなまつりなど）

③通所生活介護事業所ハート・らんど
通所介護事業所ハート・らんど

1 所在地：佐世保市大湯町 50 番地 1

2 事業種・利用定員など

○通所生活介護

○介護保険法の通所介護

定員：1 日 20 名（通所生活介護と通所介護の合算）

通所生活介護の現在登録者数：27 名（令和 6 年 3 月 1 日現在）

通所介護の現在登録者数：3 名（令和 6 年 3 月 1 日現在）

3 運営の基本方針

居宅の障害者の自立促進、生活改善、身体の機能向上を図ることができるように送迎、入浴、創作活動、機能訓練、野外活動等の各種サービスを提供し、自立と社会参加を促進します。

事業所の運営にあたっては地域との結びつきを重視し、市町村・他の福祉サービス等と密接な連携を図り、安定した事業運営ができるように取り組みます。

4 利用者支援の方針

地域で在宅生活を送られている障害のある方のニーズに応えるため、利用者の憩いの場であるとともに、利用者一人ひとりの多様性にきめ細かく応えられるよう、適切な支援を行います。

健康管理は、毎日、バイタルチェックを行い、日々の健康状態の把握に努めます。特に医療的ケアの必要な方の支援においては、看護師を中心として日々関わる介護職員も異常や異変にいち早く気づき、対応できるようスキルアップを図ります。また、看護師を配置し毎日 1 名の医療的ケアの必要な方の受け入れに取り組みます。

日中活動では、入浴、レクリエーション活動、創作活動等を行います。

また、外出活動を通して、施設で味わえない潤いを提供します。施設併設の特性を活かし、理学療法士と連携して機能訓練を実施し、身体機能の維持向上に努めます。

5 具体的目標

利用者一日当たり平均 15 名（定員 20 名：通所生活介護と通所介護の合算）

1 人あたりの利用は原則日数で希望曜日に対応

利用対象者：18 歳～65 歳未満の身体障害者手帳所持者

ハート・らんど利用で 65 歳を迎えた介護保険適用者

佐世保市内、佐世保市近郊にお住まいの方

6 サービスの内容

(1) 営業日

月曜日から金曜日、及び祭日（5 月 3 日～5 月 5 日、年末年始を除く。）

(2) 営業時間

8 : 45～17 : 30

(3) 基本サービス

- ・入浴、給食、介護、送迎
- ・機能訓練（床上動作訓練、平行棒内歩行訓練、筋力強化訓練等）
- ・社会適応訓練（ショッピング、パソコン等の訓練）
- ・レクリエーション活動（ボッチャ、風船バレー、等）
- ・健康チェック（バイタルチェック）、更生相談

(4) 創作的活動

- ・クラブ活動…書道
- ・事業所内活動…創作活動（手芸、ちぎり絵、工作等）、食レク、園芸、広報誌作成
- ・事業所外活動…ミニ外出（花見・買い物等）、野外活動（1日コース）、散歩（施設周辺）

(5) 個別支援計画

年1回のモニタリング・立案・中間評価・最終評価、個別説明実施。

なお、共生型サービスは、年2回のモニタリング・立案・最終評価、個別説明実施。

(6) 年間行事予定

4月	花見（桜）・食レク・新聞作り（年間計画他）
5月	ミニ外出・食レク・新聞作り
6月	創作活動・新聞作り・食レク
7月	夏祭り・食レク・ミニ外出・新聞作り
8月	創作活動・新聞作り・食レク
9月	食レク・創作・新聞作り
10月	園芸・新聞作り・食レク
11月	食レク・新聞作り
12月	クリスマス会・ミニ外出（買い物）・新聞作り・食レク
1月	新年会・書初め・食レク・新聞作り
2月	食レク・新聞作り
3月	園芸・ミニ外出（買い物）・食レク・新聞作り

④放課後等デイサービス事業所にじいろキッズ

1 所在地：佐世保市大湊町 50 番地 1

2 事業種・利用定員など

○放課後等デイサービス

定員：7名、対象：重症心身障害児

登録者数：16名（令和6年3月1日現在）

3 運営の基本方針

利用児童が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。

4 利用者支援の方針

個別活動・レクリエーション活動、併設している通所生活介護事業所の設備を使用した入浴サービス、障害者支援施設内の設備を使用したリハビリテーション活動などのサービスを提供することで、家庭における保護者の介護負担の軽減を図り、かつ、児童の健全な育成を支援します。

安心・安全に留意し、利用児童が楽しく過ごすことができる環境を整えます。

また、学校休業日に終日営業する際は、障害者支援施設内の厨房で調理した児童の特性に合わせた食事を提供します。

本事業を利用された児童が、学校卒業後に各事業所の利用に結びつくよう、児童や保護者に寄り添いながら支援を行います。

5 具体的目標

一日の利用児童数：目標 平均5名（定員7名）

6 サービスの内容

(1) 営業日

月曜日から金曜日（平日、学校長期休暇期間）

(2) 営業時間

10:00~18:45（放課後）

8:45~17:30（長期休暇期間）

(3) 基本サービス

①個別・集団療育

・創作活動、散歩、運動、外出、園芸、季節ごとのイベント（夏祭り・ハロウィンパレード・クリスマス会等）

②健康状態の確認

・バイタル測定や観察、体重測定を実施

- ③入浴サービス
- ④食事の提供
- ⑤送迎サービス
- ⑥リハビリテーション活動
- ⑦その他、相談や助言、関係機関との連携等

7 個別支援計画

年1回のモニタリング・保護者への希望聴取（随時）
 個別支援計画策定立案・中間評価・最終評価、個別支援説明

8 年間行事予定

4月	おつかい体験・母の日製作	10月	ハロウィンパレード・園芸
5月	園芸	11月	園芸・収穫
6月	七夕製作	12月	クリスマス会
7月	水遊び遊具作り・ハガキ作り	1月	書初め
8月	夏祭り・水遊び	2月	豆まき
9月	運動会	3月	雛祭り・外出

⑤相談支援事業所あさひ

1 所在地：佐世保市大潟町 50 番地 1

2 事業種・登録者数

○指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業、指定一般相談支援事業

登録者数：271 名（令和 6 年 3 月 1 日現在）

3 運営の基本方針

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者、家族等の選択に基づき、適切なサービス等が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して相談支援等を行います。

利用者に提供されるサービス等が、特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に相談支援等を行います。

関係機関等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図ります。

関係法令等を遵守します。

4 利用者支援の方針

利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切なサービス等へ結び付けるなど、生活の質の向上を第一に考えて支援します。

利用者の心身の特性及び希望を踏まえて、住み慣れた地域での生活が継続できるよう柔軟かつ丁寧な支援します。

関係機関等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

5 具体的目標

相談支援等の契約者数

	令和 5 年度	令和 6 年度目標
計画相談支援	56 名	55 名
計画相談支援（施設入所）	110 名	112 名
児童相談支援	105 名	108 名
地域相談支援	0 名	0 名

6 サービスの内容

サービス等利用計画、障害児支援利用計画、地域移行支援計画、地域定着支援台帳の作成・変更、及び付帯する連絡調整等の必要な支援を行います。

その他、訪問または来所等により心身の状況や生活環境を理解し、把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労、教育等に係るサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、連絡調整等の必要な支援を行います。

7 その他

各種研修会等へ積極的に参加して、研鑽に努めます。

㊦にじいろ診療所

1 所在地：佐世保市大湊町 50 番地 1

2 事業種・利用定員など

○にじいろ診療所（保険医療機関）

○医療型短期入所（日中型）事業、対象：重症心身障害児者

定員：2名

3 運営基本方針

（1）看護診療部門

地域の医療機関と連携して、疾病の早期発見・治療に努めます。また、他職種と密な連携を図りながら、利用者がその人らしく生活出来るように健康管理・保持・増進に努めます。

（2）口腔ケア部門

口腔ケアにより利用者の口腔疾患や誤嚥性肺炎の予防と早期発見、早期治療に努めます。医師・歯科医師の指導の下、利用者の摂食嚥下機能の維持・向上に努めます。

（3）リハビリテーション科

リハビリテーションの理念に基づき、医療的・福祉的・教育的なリハビリテーションを専門医師の指導の下、利用者に提供します。

4 利用者支援の方針

（1）看護診療部門

① 診療

利用者の重度高齢化に対して、障害区分・程度、身体機能・特性を把握して安心して医療・看護を提供します。

② 定期健康診断

4月と10月に健康診断を実施することで、疾病の早期発見、健康への影響要因をチェックして、病気を予防できるようにします。

③ 感染症対策

感染源は、「持ち込まない」、「広げない」、「持ち出さない」を基本に対応します。

感染症発生した際は、情報を共有し感染拡大を防ぎます。

新型コロナウイルス感染症に関する事項は、保健所と連携を図りながら早急な対応を行います。

④ 職員の健康診断

健康診断を6月（夜勤従事者）、11月（35歳未満と非正規職員）に実施します。

⑤ 短期入所支援事業（医療）

医療ケア児（者）に対して、身体疾患、環境に応じて、食事、排泄、入浴、吸引等、日常生活の援助、医療ケアの提供を行います。

⑥ 協力医療機関

次の医療機関と連携を図り、利用者の緊急時の搬送時はスムーズに対応できるように整備しています。

千住病院においては、在宅療養後方支援病院として事前に利用者の情報交換を行い、診療がスムーズに行くように対応しています。

特定医療法人雄博会 千住病院、医療法人敬仁会 松浦病院、
医療法人是心会 久保内科病院、医療法人悠希会 たたみや歯科医院

(2) 口腔ケア部門

口腔ケア部門においては、利用者の口腔ケアを実施して誤嚥性肺炎の予防や栄養状態の維持・増進を行います。

利用者の摂食、嚥下状態を把握して、摂食嚥下リハビリテーションを行い、摂食機能の維持・増進、QOLの向上を目指します。

また、歯科治療が必要な利用者は、徳富歯科医院、太田歯科医院の訪問歯科で対応します。

(3) リハビリテーション科

専門医師の指示の下、各課との連携を図りながら利用者の身体機能や生活状況を把握、現在の能力から予後を予測しながら、利用者が安心・安全かつ、その人らしく生活を送れるよう取り組みます。

利用者の身体機能や能力に合わせ、必要とされる補装具や補助具の申請・修理・相談に関する業務を行います。

また、施設内レクリエーションの実施や地域との交流など、利用者が楽しみを持てる取り組みについて計画します。

5 具体的目標

(1) 看護診療部門

入所者、短期入所・通所生活介護・放課後等デイサービス・障害者等日中一時支援事業の利用者へ安全な医療・看護の提供。新事業の医療型短期入所（日中型）を行い、県北地域における医療ケア児者を受け入れ、家族のレスパイト面も考慮して事業展開を行います。

高齢者や基礎疾患がある方を千住病院の後方支援に追加登録して、救急時に対応できるようにします。

(2) 口腔ケア部門

入所者に対して原則、月2回以上の口腔ケアの実施、生活支援員に対する指導。
通所生活介護事業の利用者への対応、生活支援員に対する指導。

(3) リハビリテーション科

入所者、短期入所・通所生活介護・放課後等デイサービス事業の利用者への対応。
関係各課と情報交換・連携し、利用者の個別および集団での特性を生かせる事項につ

いて提案・実行していく。

学生ボランティア等の受け入れを行い、レクリエーションの提供や利用者への散歩支援、車椅子清掃活動等を通じて交流の機会を持ち、施設の認知度を上げる。

6 サービスの内容

(1) 看護診療部門

診療、入所者の健康管理、協力医療機関の連絡調整、利用者の入退院に関する調整。
医療型短期入所（日中型）の受け入れ対応。

(2) 口腔ケア部門

入所者の歯科検診、嚥下・評価、歯科診療の手続き、コロナ感染状況に応じた歯科・介護実習生の対応。

(3) リハビリテーション科

運動療法、作業療法、物理療法、レクリエーション活動、利用者間の関係作り、地域交流への取り組み、補装具支援、計画作成・評価、ボランティア受け入れ。

⑦総務部 総務課

1 運営の基本方針

利用者、家族、職員、地域住民、各関係機関から信頼されるよう行動し、地域に開かれた施設づくりを進め、「地域共生社会」の実現に努めます。

また、法人本部として、各関係機関との連携や積極的な情報公開に努めます。

2 具体的目標

(1) 職場環境の整備

今年度、新たに誕生日プレゼントや永年勤続者表彰制度を設け、法人全体での忘年会の開催、慶弔規程の見直し等を行い、福利厚生をさらに充実させます。そのことにより、職員が法人から大切にされている、長く勤めたいと実感できるような職場とし、離職者を減らすように努めます。

利用者が安心・安全に生活でき、職員が安心して勤務できるよう環境を整えます。

高齢者を含む非正規職員との雇用契約を行うにあたっては、職員へ働き方や勤務条件における選択肢を提示します。

子育てや家族の介護、不妊治療が必要な職員について、安心して休暇を取得でき、復職できるよう努めます。

また、メンタルヘルス、負傷、疾病により休業した職員を円滑に職場復帰させ、かつ職務を継続できるよう努めます。

(2) 会計業務

法人全体での会計業務全般を担っており、日常の会計業務を正確かつ効率的に行い、常に財務状況を適切に管理し、経営に活用できる情報を提供します。

収入の面では、これまでと同様、入所事業部、地域事業部、医療部との連携を図りながら、正確な情報を基に適切な請求事務を行います。

支出の面では、資金の収支状況を把握しながら、健全な資金運用を行います。

(3) 人事評価制度の運用

今年度は、本格的な運用を開始します。

(4) 地域への発信

ホームページをリニューアルし、インスタグラムをさらに充実させて、地域に向けた発信を行い、法人の認知度を高めるように努めます。

